

会議の名称	令和元年度第2回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	令和2年2月26日(水) 午前10時～正午				
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第5会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・日下直喜委員・嶋田節男委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員・森聡委員 (市事務局) 高柳総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・鳴海情報公開係主任</p> <p>●委員欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1 会長挨拶 2 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(令和元年7月～12月分) 3 報告 ・改正後の情報公開条例について				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1) 会長挨拶 ○佐藤会長 皆様おはようございます。本日も当審議会にご出席ありがとうございます。本日の審議会もよろしくお願ひします。 それでは傍聴のかたがいらっしゃれば入室していただければと思いますが、傍聴のかたはいらっしゃいますか。 ～ 傍聴者0名 ～					
(2) 情報公開制度の運用状況報告(令和元年7月～12月分) ○佐藤会長 それでは事務局より説明をお願いします。 ～配布資料「東村山市情報公開制度等運用状況(令和元年7月～12月分)」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～ ○湯浅情報公開係長 それでは、「1 情報公開請求件数」をご覧ください。令和元年7月から12月までの累計です。市民の方の公開手数料を無料とする条例改正は12月26日から施行していきまして、今日の報告はすべて改正前に出された請求です。 「出された請求書の枚数」である「請求数」は38件で、うち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が24件で約6割、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が14件で4割弱です。 次に請求件数ですが、一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカ					

ウントした請求件数の方が多くなり50件です。

決定の内訳は、全部公開が32%（16件）、部分公開が66%（33件）、その情報を持っているか否かもお答えできませんという存否応答拒否決定が1件ありました。存否応答拒否決定は過去5年間で29年度に1件あっただけであり無い決定です。

次に「3 情報公開請求の状況」をご説明します。全部公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。では説明に入ります。

No.18。ある職員の出勤状況、受けた研修がわかる書面の請求です。公開した出勤簿の休暇の記載のうち、「年休」のような休みということだけがわかる箇所は公開しましたが、私生活に係る理由、例えば忌引や介護休暇といった記載については個人情報で伏せました。この請求者は、以前当市で生活保護を受けていた方から公開請求手続を委任された弁護士で、当時生活保護の担当ケースワーカーであった職員についてこのような請求をしています。

No.19。18で出勤簿等の公開を受けた弁護士が、出勤簿に「職務専念義務免除」と記載されて職員が庁舎に出勤していない日について、免除理由や、庁舎外で研修受講していた場合は研修内容をしりたいと請求したものです。公開手続の委任者が4年前に生活福祉課へ書類を送った際の封筒についても、請求内容の4番で公開を求めています。封筒は中の書類を受理した後はすぐ廃棄し保管していないため不存在、また、請求内容3番の研修資料はすでに課としての保存年限はすぎているがたまたま自分用に一部を保管していたケースワーカーがいたためそれを公開したもので、のこりの資料は文書不存在で非公開となりました。

No.20の請求の1番。生活保護受給者金銭管理支援業務、これは、自身での金銭管理が困難で生活に支障をきたしている被保護者を対象に、ご本人の同意を得た上で金銭管理や家賃や公共料金の支払い代行を受託者の支援員が行う業務ですが、委託事業者から毎月市に出される業務報告書の請求です。個人情報のため非公開としたのは、金銭管理支援を受けている方の氏名・生年月日・年齢・住所・電話と、担当の支援員名です。

No.21。市はSL撤去工事の前に車体の状態調査をJR関連事業者に依頼しています。その調査結果と解体撤去工事の契約書類の請求です。9月5日付の部分公開決定でアイの書類を公開したところ、工事請負契約書が総額契約の形式で作られていて、工事内容の細かい内訳単価等の記載がないことについて、これでは自分のイメージする契約書ではない、希望する情報に足りないというお話がありました。改めて希望内容を聞き取りし、9月17日に2回目の公開決定をして内訳が書かれた工事設計書などを公開し、納得いただいたものです。

No.22。18、19と同じ請求者から、同じ職員の出勤簿の公開で、非公開部分と理由はNo.18と同じです。

No.23。横断歩道橋の点検業務委託の報告書を公開しました。委託事業者の点検員氏名を個人情報でふせています。

No.30。市では以前から市民課、保険年金課の窓口業務、本庁舎1階にある総合案内受付、電話交換業務をそれぞれ民間委託していましたが、今年度半ばから、これら業務を一体として一つの事業者へ委託することにして業者を公募し、8月から選定した事業者と委託契約を結びました。この契約について、一括で契約するという発想にいたった段階からすべての文書が欲しいという請求です。ア～セまで3ページにわたって公開した文書名が続いています。このうち、「応募したけれど途中で辞退した事業者が特定される部分、応募した事業者の納税額、各事業者の提案書のうち事業ノウハウにあたる部分」を法人情報で、事業者の担当者の氏名・メール

アドレスを個人情報でふせました。なおこの公募は選定の結果2位になった事業者まで名前を公表するという条件でおこなっており、市HPに2位まで事業者名をのせていますので、「3位以下の事業者名」から法人情報でふせています。また、「提案事業者の審査項目ごとの点数の内訳」は、公開すると、事業者の営業上の得手不得手を示す情報や、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他社に知られることとなり、今後同様の事業の選定が行われた際に同業他社が有利になるなど、事業者の正当な権利・利益を侵害するおそれがあるため、法人情報で非公開としました。

No.3 1。SL解体撤去工事の施行計画書などの請求です。工事を受託した事業者及び協力会社の従業員の氏名、生年月日、資格者証の顔写真などを個人情報でふせています。実際の工事のときに、工事の概況をお知らせするために工事現場に看板が掲示されていて、そこにかかれていた現場責任者などの氏名は公開しています。

No.3 3。包括施設管理委託について、公募で1位、2位となった事業者の企画提案書の請求です。1位事業者の企画提案書の大部分を非公開としました。包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が事前に応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集したため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当すること、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあり、法人情報に該当すると判断したものです。「2位事業者の企画提案書」は、当該事業者の未発表著作物であり公表権は著作者が保有すること。企画提案書の内容は事業者の事業運営上のノウハウにあたり、公開すると当該事業者の競争上または事業運営上の利益が損なわれるおそれがあること。さらに、今後受託業務を行う者ではないことから公開を受忍すべき立場にあるとまでは言えないため、法人情報に該当し全部非公開としました。

No.3 5。包括施設管理業務に係る業務完了報告書や検査調書の請求です。報告書を作成した委託業者社員の氏名や印影、顔写真、資格者番号、市民の氏名や車のナンバーを個人情報で、委託業者の口座情報等を法人情報でふせました。

No.3 7。マイナンバーカード等に旧姓を併記できるようにする法改正があり、それに対応するためのシステム改修を業者委託しましたが、その経費がわかる文書の請求です。委託業者の口座情報を法人情報でふせました。

No.3 8。フレイルとは、加齢により筋力や認知機能が低下してしまった虚弱な状態を指します。この状態になるのを防ぐために、健康増進課で高齢者向けのフレイル測定会や会食サロンを開いていまして、その内容がわかる文書の請求です。測定会でやっているチェックシートや会食サロンの出席状況、実施予定案などを公開しました。測定会やサロンは、市と協定を結んだ大学、病院、地域団体、住民ボランティアなどが関わっていまして、公務員以外の担当者名と、参加した高齢者の氏名、ID番号を個人情報でふせました。ID番号とは、参加者氏名を削除して代わりに付番する番号で、分析のために測定データを送る大学等には個人を特定できなくし、市側では氏名リストと照合して個人を特定できるようにするための番号です。

No.4 0。SL解体撤去工事について、コリンズへの登録内容確認書類がみたいという請求です。コリンズとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営している、企業が受注した公共工事の実績情報データベースです。公共工事を受注した各企業が受注や竣工の情報を提供することでデータベースがつけられています。SLの工事についても、委託業者が受注した、竣工したという情報をコリンズに登録するのですが、登録された内容が正しいかどうかコリンズから市に確認依頼の書類がきます。これに市が正しいですよと回答を出しているため、このときの書類を

公開しました。コリンズに登録する際の工事業者の企業 ID などを法人情報で、工事業者の主任技術者の生年月日を個人情報で非公開とし、市職員の個人メールアドレスについては、不特定多数からの大量送信などにより業務に支障を及ぼすおそれがあるため、行政運営情報で非公開としました。

No.4 2。憩の家運營業務委託について、予算設計時や業者選定時の書類の請求です。各課が次年度の予算要求書を作成するときは、委託であればどの程度の金額で請け負ってもらえるものかを確認するために、事業をうけおう能力のある事業者に声をかけて見積書の提出を依頼します。この依頼は、文書ではなく電話で行うことがほとんどで、憩の家委託でも口頭で依頼したため、請求内容の3番「見積依頼書」は文書不存在となりました。業者選定時の落札者決定通知書も、落札した事業者に送付するもので市に控えをとっていないので不存在の決定となっています。

No.4 4。SL 工事について契約書以降すべての書類の請求です。工事の着手から完了して市の検査が終わり、工事費用を支払うまでの一連の書類を公開しました。非公開にした部分に「請負金額」とありますが、これは市と契約した工事業者が工事の一部を下請けに出した際の、下請けの請負金額です。これは民民の契約ですので法人情報でふせています。また、従事者の資格証、履歴書、保険証などにかかれた生年月日、学歴、職歴、個人の電話番号、顔写真、印影などを個人情報でふせました。

No.4 5。憩の家への消防署の立ち入り検査に関する書類の請求です。受託者の従業員の名、生年月日、自宅住所を個人情報でふせました。

No.4 6。生活保護受給者等医療扶助適正実施推進事業、これは、被保護者の方に薬の重複服用がないかの確認やジェネリック医薬品への移行促進、障害を持つ方なら手続きすれば受けられる医療費助成の手続き支援などを行う事業で、市では業務を民間委託しています。次年度以降も同様の内容で委託することを予定しているため、入札の予定価格がわかる部分については、公開すると将来の入札予定価格を推測され、落札価格が高止まりになるなど契約に支障を生じるために行政運営情報に該当し非公開にしました。また、予算要求書に付いている事業者の見積書については、市が予算を設計する際の資料にするため複数事業者に依頼して出してもらうもので、入札に参加するとか、その会社と契約するという段階のものではないこと、同業他社にこの会社はこの事業はいくらでやるという見積内容が知れると競争上不利になるおそれがあることから、業者名など見積書を作成した事業者を特定できる記載部分を法人情報で非公開としました。また、「令和2年度の予算計上に係る書類」については、公開請求時点ではまだ市の内部で内容を精査中であり市長の最終決定をうける前のため、意思形成過程情報に該当し非公開としました。

No.4 8。ALT とは外国語を母国語とする外国語指導助手の意味で、小学校等で児童の英語教育に携わります。この ALT の先生派遣業務を委託するにあたり、プロポーザルという企画提案書のコンペ方式により事業者を決定しました。請求は、契約した事業者の企画提案書やなどをみたいというものです。企画提案書中、事業者ノウハウにあたる部分を法人情報で、従業員の顔写真や氏名などを個人情報で非公開にしました。

No.5 1。●●と市の子ども家庭支援センターとのかかわりがわかる資料という請求です。●●には個人名が入りますのでここではふせています。これは報道機関の記者からの請求で、すでに報道されている子どもの虐待事件について、その保護者が過去に当市の子ども家庭支援センターとのかかわりがあったのではないかと考え、適切なかかわりがなされたのかを検証し報道する目的で請求したいとのことでした。個人を特定してその人に関する文書という請求ですと、文書があるか否かも個人情報であり一切お答えできないと説明したのですが、どうしても情報が欲しく請

求は出すということを出されたものです。事前に説明したとおり、市が特定個人とかかわりがあったか否かは当該個人の個人情報であるため、文書があるか否かも含めて回答できないという「存否応答拒否」決定をしました。記者は公開請求以外にも、子ども家庭支援センター職員への電話や訪問、市長宅への訪問等により情報を得ようとしていましたが、市全体として統一して一切回答できないと対応しています。

No.5 2。秋津駅南のまちづくりについて自治会や商店会、地権者などの関係者が集まって話し合うまちづくり推進協議会の会議録の請求です。公務員や団体の代表者ではない個人の氏名や印影、写真を個人情報でふせています。

No.5 3。学校給食における地場野菜納入会議の資料と会議録の請求です。地場野菜農家の住所、電話番号の一覧のうち、市と野菜の納入契約を結んでいるところと、農産物直売所マップなどにより住所や電話を公表しているところは公開し、そうでないところは自宅の住所・電話のため個人情報でふせました。

No.5 5。小中学校の児童生徒の尿検査業務委託について、委託業者の選定に係る書類や過去の委託業者名を知りたいという請求です。この請求書は市外の事業者から郵送で送られてきたもので、請求者はプロポーザル方式で事業者が選定されたと考え業者募集に関する資料や応募資料がほしいといった請求をしていますが、実際は見積書を市に提出させて金額の比較をする見積合わせという方法で選定しています。このため、所管課から請求者へ電話して、どんな資料がほしいのか、市にあるのはこういう資料だけだというやり取りをして請求内容を確認し、合意したうえでアイウの文書を公開しました。アの契約書のなかに、請求内容4番の実施計画表が入っていて公開しています。見積合わせに参加したけれど落札できなかった事業者の見積書については、事業者名と総額は公開しましたが、内訳については同業他社に見積の詳細を知られると今後同様の事業の選定が行われた際に同業他社が有利になるなど、事業運営上、競争上の支障を生じるおそれがあるため、法人情報で伏せました。また、市の予定価格にあたる部分は、将来の同種の入札予定価格が推測され公正な契約執行に支障を生じるため非公開としています。

公開請求に対する決定に不服があるとして、審査請求を出されたものはありませんでした。運用状況報告は以上です

○佐藤会長

運用状況について、ご質問、若しくは確認したい点がございましたらよろしくお願ひします。

○松原委員

No.4 2について。見積依頼者は口頭で依頼されているとのですが、複数の業者から見積を取っている場合、それぞれの見積額はそれを電話で聞いた職員しか知らないということですか。

○湯浅情報公関係長

依頼は電話等による口頭でしますが、見積書は文書でお送りいただきます。

○松原委員

では、この案件についても見積書を作成してほしいという依頼は口頭ですが、見積書は文書でいただいたということでしょうか。

○湯浅情報公関係長

その通りです。

○嶋田委員

No.5 1について。子どもの虐待事件に関しての請求とのことですが、子ども家庭支援センターの虐待事案に対する業務遂行が適切になされているかどうかということを市役所内で確認する仕組みはあるのですよね。

○湯浅情報公関係長

職員がどういう対応をしたか、適切に行われているかというのは、1件1件の事例について職員が記録をつけ、子ども家庭支援センターの課長、必要に応じてその上のレベルまで確認をしております。この請求がどの事件の関係者に関しての請求なのかということは個人情報に触れますので申し上げられませんが、もし何か事件があって、過去にそのケースに東村山市が関わっていた場合は、相談記録が適切に残っているか、もし転出されているのなら転出先自治体へきちんと情報引継ぎをしていたかなどは、所管において確認しております。

○嶋田委員

リスクマネジメントという観点から、適切な業務遂行があったかどうか知りたいというこういう公開請求があったときに、1つの大きな見直しのチャンスという気がします。いわゆる緊張感という観点から。この請求が出たということは子ども家庭支援センターに伝わっているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

情報コーナーで公開請求書を受け付けたあと担当所管にもっていきますので、子ども家庭支援センターはこの請求がきていることを知っています。

○臼井委員

No.53について。地場野菜納入会議は、市が設置する附属機関としての審議会ではないのですか。審議会のように市HP等で議事録が公開されていないので請求があったということですか。

○湯浅情報公関係長

おっしゃる通りです。学務課の栄養士と教育委員会職員、市内の地場野菜農家が集まって、小学校給食に使う地場野菜について何をいつ頃いられるかなどを話すもので、市民や有識者の意見を聞く審議会ではなく事務的な会議になります。

○日下委員

No.42について。「落札者決定通知書」は相手方に送って市は控えを残していないので文書不存在ということですが、市から送る文書に控えを残していないというのは公文書管理の観点から適切なのでしょうか。相手方には市の名前で出しているものから、控えをとっていないというのはいかがかなと思います。

○湯浅情報公関係長

落札者決定通知書の控えを保存するかについては統一したルールがなく、所管によってばらばらな運用と思われる。今後統一したルールで保管すべきなのについては契約課と協議したうえで決めていければと思います。

○佐藤会長

この業者が落札しましたということについては、決裁を得ているわけですね。

○高柳総務部次長

落札業者を決定するときは書面で決裁を得るものであり、当然その文書は保管しています。それとは別に、落札した業者あての決定通知書をシステムから印刷するなどして業者へ通知しております。具体的な運用については確認させていただきます。

・・

[後日契約課に確認した内容を踏まえて事務局補足]

憩の家運営業務委託も含めて入札案件はすべて、都内自治体共通のシステムを使った電子入札により行っています。電子入札は、開札を行い落札業者が決まると自動的にシステム上で「落札決定通知書」が送付される仕組みのため、職員が通知書を出力して郵送することはありません。事業者は自社のIDでシステムにログインし、落札決定通知書を画面上で確認し、必要があれば自分で印刷します。

落札決定通知書はシステム上で自動的に必ず送られる仕組みであり、かつ、定型の書式であることから、どの業者にどんな内容を通知したかは把握できます。また、落札者の決定やその後の契約締結については別に「入札経過調書」「契約締結起案書」という文書により決裁を得て保管していることから、「落札決定通知書」をあえて印刷し控えを保管する必要性は低いと考えております。

.....

○嶋田委員

No.19について。研修資料の部分公開の理由に、保存年限3年が過ぎて廃棄済みであり個人で所有している職員もいないとあります。ノウハウの継承という視点で考えたときに3年で廃棄というのはどうなのかなと思いました。通常、職員の異動ローテーションは5年程度なのではないでしょうか。

○高柳総務部次長

入所10年位までは、10年間に3か所程度の部署を異動して経験することになっていきますので、3年程度のローテーションです。

○湯浅情報公関係長

請求のあった研修は、生活保護のケースワーカーを対象に毎年度行われるものです。法改正が頻繁に行われますので内容もそれに依じて変わります。生活保護課に新しく配属になった、もしくはまだ研修を受けていないケースワーカーが受ける研修で、受講した職員が持ち帰ったその年の新しい研修資料を課内で共有して勉強しますので、古い資料をいつまでも残しておくとは現行法と変わっている部分もありますので、3年以上は保存していないということかと思えます。

○嶋田委員

最新版の研修資料は生活福祉課で保存しているということ、請求者にご存じなのではないでしょうか。

○湯浅情報公関係長

ご存じで、あえてこの年度のものを指定されています。

○嶋田委員

封筒を請求されている背景は、どのような理由が考えられるのでしょうか。

○佐藤会長

委任者が送ったものが届いているかの証拠を見たかったのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

届いているかの確認でしたら、送った中身の文書があるか否かを請求していただければ良いので、あえて封筒を請求された意図は分かりません。市宛の文書は文書担当所管に集約して届き、その際文書担当所管が届いた日付を封筒に押印します。その日付を見たいと思われたのかかもしれません。仮定ですが、委任者が市へ文書を送ってから生活福祉課が事務処理するまでに時間がかかったとしたら、市に封筒が届いた日付を確認してその期間市は何をしていたのかといったことをただしたいのかかもしれませんが、請求理由は問いませんので不明です。

○佐藤会長

No.25について。研修資料が全部公開になっていますが、外部講師が作成した研修資料等の著作権は外部講師にあります。情報公開条例が原則優先されますが、外部講師のノウハウがそのテキストには含まれておりますので、外部講師のかたに営業上のノウハウや業務上のノウハウが含まれているか、公開の可否を確認されるのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

この研修は都が主催したものなので、外部講師のかたが作成したものも含めて、

研修資料の公開の可否について都に確認して OK と回答をもらったうえで公開しています。

○佐藤会長

他に質問等ございますか。無いようでしたら、運用状況においては審議を終わりたいと思います。

(3) 情報公開条例の改正案（概要）について

○湯浅情報公関係長

12月に情報公開条例・規則の改正を行いました。資料の下線部が改正した部分です。

前回の審議会で、「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等」、これを「市民等」と呼びますが、この市民等について公開手数料を無料とするために、主に16条と19条をどう改正するかについてご説明しました。そのときの説明と変わりなく改正しております。

この「市民等」のなかの「実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの」について、

- ・市にふるさと納税をした方
- ・過去に市と契約していた事業者

などは利害関係者に入るのか、該当範囲を明確にしておいた方がよいと前回ご意見をいただいています。本日お配りした資料1枚が、現在印刷準備中の「情報公開制度の手引」の抜粋です。利害関係者に該当するものの三つの類型と具体例を書き、その下に、該当しないものを具体例であげています。このように手引で該当範囲を示すことにいたしました。

「市民等」のなかにある「市内在勤」の該当者には、市内事業所におけるアルバイト・パート、派遣社員は含まれるのかというご質問も前回いただきました。勤務形態や勤務日数等にかかわらず、請求時点で市内において勤務されている方であれば「市民等」に該当すると判断いたします。

12月26日から新条例がスタートしていますが、公開手数料の改正について特にお問い合わせや苦情などはきておりません。条例改正については以上です。

○臼井委員

資料の手引案の抜粋に書かれている利害関係人の該当例は、過去に実際にあったものでしょうか。

○湯浅情報公関係長

利害関係人の該当例の表のうち、ウに当たる方からの請求は過去にありました。それ以外は当市では事例はなく、他自治体の手引等で該当例としてあげられていたものを参考にしました。

○臼井委員

イ①の具体例を地震に特定されていますが、火災やその他の事故もあると思います。地震と特定するのは狭すぎるのではないのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

地震に特定するつもりはありません。災害や事故など事例の性質として共通していれば該当すると判断いたしますので、この部分の記載は「災害・事故等」と変更いたします。

○森委員

利害関係人の該当例の表のうち、イ①、ウ①にそれぞれ（市外在住者）、（市外事業者）とありますが、それらに“等”をつけると対象が限定されているわけではないとわかり、手引を読んだときに分かりやすいと思います。

○湯浅情報公関係長

おっしゃる通り、市外の在住者・事業者・団体のいずれも対象に入りますので、それが分かるような書き方にするには等をつけたほうが分かりやすいので、記載を変更いたします。

○日下委員

市外の在住者・事業者・団体に本市にふるさと納税したかたは条例第5条第5号にあらず公開請求権は無いとのことですが、第19条の任意的申出はできるという考えでよいでしょうか。

○湯浅情報公関係長

おっしゃる通りです。

○臼井委員

「情報公開制度の手引」は内部文書ですか。

○湯浅情報公関係長

以前から情報コーナーや図書館に配架しておりますし、市民からご希望があればお渡ししています。

○日下委員

条例第24条について。市内の公共的団体等にこの条例の趣旨にのっとり情報の公開に関し協力を要請することができると思いますが、これに基づき市へ情報を提供するよう協定などを結んでいる団体があるのでしょうか。例えば社協や商工会といった公共的団体が持っている情報について、直接その団体ではなく市に情報公開請求が出されたときに、市は第24条に基づいてその団体から情報を取り寄せできるといったようなことを意図した条文なのでしょうか。それとも、市は情報公開条例を作ったから、公共的団体についても、市民から情報公開を求められたときに公開していくスタンスをもってほしいという意図なのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

公共的団体しか持っていない情報について市に情報公開請求が出た場合に、情報を市に提供してくださいという趣旨の条文ではありません。公共的団体ですので、自ら情報公開の手续や規程を定めて、市民からの情報公開の要望にこたえられるようにしていただきたいという意図になります。

○日下委員

公共性の高いところは、市の情報公開条例と同じようなルールを作ってくださいということですね。この条文に基づいて社協や商工会等に対し、情報公開の規程を作っていただくよう働きかけはされているのでしょうか。実際に規程が作られているのか、検証してみたいという意図でしょうか。

仮に、社協のやられている事業について市へ情報公開請求があった際はどのようなのですか。

○湯浅情報公関係長

東村山市社協や東村山市土地開発公社は随分前から情報公開規程を作っております。あとは指定管理事業者には、情報公開の規程を必ず作るようお願いしています。

もし、社協の独自事業で市と関わりのない事業の文書について市に情報公開請求があったときは、市はその文書をもっていないので社協に直接、情報公開請求をしていただくように説明します。市が社協に委託した業務に関する情報で所管に文書があるときは、市で情報公開請求を受け付けて公開の可否を決定できます。

○臼井委員

解釈をめぐって争いが起こらないように、もう少し第24条の趣旨を明らかにする基準を作られたらいかがでしょうか。施行規則をみても第24条の趣旨がわかるような記載はないのですよね。

○高柳総務部次長

第24条の条文中に「法第157条の規定に基づき」とあります。この法第157条の趣旨もありますので、今一度確認をさせていただきます。

○佐藤会長

他のご意見がなければ、改正後の情報公開条例について、みなさん確認していただいたということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

これで終了とさせていただきます。

以上